

2025 大阪女子 U-15 ドリームリーグ α 実施要項（細則）

この細則は、2025 大阪女子 U-15 ドリームリーグ α（以下、「リーグ」という。）の実施にあたり、「2025 大阪女子 U-15 ドリームリーグ α 実施要項」（以下、「実施要項」という。）の補足事項及びリーグ運営に必要となる事項を定めるもの。

ただし、円滑なリーグ運営を図るため参加チームの総意の元、（一社）大阪府サッカー協会女子委員会 U-15 部会（以下、「部会」という。）と協議の上、この細則は変更する場合がある。

1. 参加資格について

- (1) 参加資格は、実施要項「8. 参加資格」のとおりとする。
- (2) チームに 11 人以上の選手が登録できない又は登録されていないチームの参加は認めない。
- (3) 合同チームの定義は、中学生で編成されたチーム同士が複数集まる場合をいい、小学生の選手をチームの選手としてチームを編成する場合は合同チーム扱いをしない。（選手証は必要）
- (4) 合同チームでの参加は参加資格を満たした場合に限り可能とする。なお、リーグ開始後に単独チームから合同チームへ変更することは原則できない。
- (5) リーグ実施期間中に参加条件を満たさなくなった場合、当該チームの全試合の記録を抹消する。（棄権扱いではなく不参加扱いとする）

2. 試合日程について

試合日程は極力連戦にならないよう配慮した上でリーグ担当において事前に決定するが、日程や会場確保の状況によっては連戦を行う場合がある。その際は、選手の健康面に配慮をし、一日目の試合終了時間から、二日目の試合開始時間まで、できる限り 24 時間以上間隔を空けるように努める。

会場の確保状況により試合日程が決まっていないものは、会場が確保できた時点で各チームの日程と調整の上で決定をするが、試合の消化に向け協力をすること。

なお、日程が決まった試合は原則変更をしない。但し、以下のいずれかに該当する場合で、リーグ実施期間内で日程変更が可能な時は適宜対応をする。

- (1) 協会事業等と日程が重なった場合（他種別や他リーグの日程を考慮するものではない）
- (2) 感染症等の対応でチーム活動に影響があった場合
- (3) 部会が認めた場合

3. 試合の棄権扱いについて

試合は、JFA 「2024/25 サッカー競技規則」第 3 条において、「試合はいずれかのチームが 7 人未満となった場合、試合は、開始も続行もされない。」となっているため、その事象が起きた時点でそのチームの試合は棄権扱いとする。また、決められた日程で試合をすることができないことが事前に判明し、チームから試合を棄権する旨の申出があった場合も同様の扱いをする。

なお、勝点は実施要項「16. 勝点の計算」により計算する。

4. 試合形式について

試合形式はリーグ戦とし、前期・後期ともにそれぞれ 6 試合程度実施できるよう調整をする。

5. 競技者の用具について

- (1) 競技者の用具は、実施要項「12. 競技会規定」の記載のとおりとする。
- (2) 選手番号は、新型コロナウイルス感染症等の対応にも考慮する形で試合当日にその都度登録をする。
- (3) 選手の用具に関する運用緩和について、チームは拡大解釈しないよう適切な運用に努めるとともに、試合

前の用具チェックにおいては主審の許可を得ること。

- (4) アームバンド(キャプテンマークの着用義務)競技規則に準ずる

6. 試合時間について

- (1) 試合時間は、実施要項「12. 競技会規定」に記載のとおりとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の感染対策及び暑熱対策の一環として、原則飲水タイムを設けることとする。
但し、気温・湿度の状況によりクーリングブレイク (+3分) を設ける場合がある。
- (3) (2)の適用については、マッチコーディネーションミーティング ((以下、「MCM」という。)において事前に対応を確認した上で実施をし、アディショナルタイムとして主審がその時間を確認する。

7. 試合責任者について

試合を円滑に実施するため、試合責任者を配置する。試合責任者は 18 歳以上（高校生不可）とし、担当する試合のマッチコミッショナーを兼務するとともに、競技の中止・中止の決定の権限、その他試合の運営上必要な役割を担い、その内容は以下の通りとする。

- (1) MCM の実施（レギュレーション確認、ユニフォームの決定など）
- (2) 試合記録報告書の準備・記入・作成
- (3) 試合時に提出されるメンバー表等の確認
- (4) 選手の交代（第四審判の役割）
- (5) 試合結果の報告（担当へ指定された方法により必要事項を報告）
- (6) 競技の中止・中止についての決定
- (7) その他、試合当日の運営上必要となること

8. 競技の中止・中止について

マッチコミッショナー（試合責任者）は、主審と協力して気象状態等に留意し、猛暑日・落雷害・熱中症等選手の健康等に問題があると判断した場合は、直ちに試合を中断あるいは中止する。試合中断から 20 分位以内に試合を再開できない場合や次試合のキックオフ等に影響があると思われる時は、当該試合の中止を決定する。

試合途中で試合が中止となった場合は、別日に以下の形で試合を実施する。（中止時点のメンバーでの再開は難しいと思われるため、再試合や試合の再開にあたっては当日新たにメンバー表を提出すること）

- (1) 別日に試合が実施可能となった場合、前半の途中で中止となった試合は再試合、ハーフタイム以降で中止となった試合は後日残時間分からの再開で試合を実施する。
- (2) 別日に試合が実施できなかった場合、中止となった時点のスコアで試合の勝敗を決する。

9. 登録について

選手及び役員の登録は不要とするが、エントリー時において活動する選手の人数は最低 11 人以上でなければならない。

10. 選手の移籍等について

リーグ実施期間中に選手がチームを移籍した場合、移籍手続きが完了した時点で当該チームの試合に出場することは妨げない。

11. 審判について

- (1) 審判員は、帯同審判員を含め全て有資格とする。
- (2) 審判員は、ワッペンを装着した審判服を必ず着用すること。
- (3) 審判員は、審判員証を MCM の際に試合責任者に提示すること。

12. 順位の決定について

順位の決定は、実施要項「17. 順位の決定」に記載のとおりとするが、グラウンドの確保状況やその他やむ得

ない理由により予定した期間中に全試合が消化できなかった場合は、その時点の結果により順位を決定する。

13. 選手証について

- (1) 選手証は、MCM の際に試合のメンバー表と合わせて試合責任者に提出すること。
- (2) 選手証とは、JFA の WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、又はスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。
- (3) 選手証は試合責任者がメンバー表と突合しやすいよう印刷をしておくこと。

14. 表彰について

表彰は、実施要項「21. 表彰」のとおりとする。

15. リーグの運営について

リーグの運営は、参加チーム相互の協力によって主体的に行う。

16. 感染症の対策について

- (1) 一般的な感染症対策は、参加チームの責任において適切に実施することとし、保護者を含め全てのチーム関係者へ協力の周知をすること。
- (2) 選手ならびにスタッフの体調はチームの責任において確認・把握し、リーグが適切かつ円滑に運営できるよう協力すること。
- (3) リーグの感染症対策は、最新の「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」や「OFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」、各施設の対策などに準じて実施する。

17. その他

- (1) 各試合会場においては、施設管理者ならびに会場責任者の指示に従うこと。
- (2) リーグは参加チーム関係者が協力して効果的なリーグ運営に尽力するものとするが、予期せぬ重大事故等の発生に関し、運営関係者等の善意の者に対して責任の追求は行わない。
- (3) 写真撮影やビデオ撮影はチームで活用する範囲でリーグの運営に支障のないものの撮影は許可するが、それ以外は原則撮影を認めない。なお、撮影できるタイミングや撮影場所などについては MCM 時に確認をし、試合のレギュレーションの範囲の中で適切に対応をすること。
- (4) この細則に規定されていない事項は、(一社) 大阪府サッカー協会女子委員会及び部会において協議の上で決定する。